

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」、「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について（令和4年8月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」、「地域の医師確保等の観点からの令和6年度医学部入学定員の増加について（令和5年8月8日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和7年度医学部入学定員の増加について（令和6年8月7日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和7年度から令和12年度までの間、次のとおりとする。

| 年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 毎年入学定員 | 135 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 収 容 定 員 | 770 | 770 | 770 | 765 | 750 | 735 |

- 4 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| バイオサイエンス学科 | 210 | 420 | 630 |
| 動物学 科 | 136 | 272 | 408 |
| 海洋生物学 科 | 146 | 292 | 438 |
| 森林学 科 | 120 | 240 | 360 |
| 環境学 科 | 130 | 260 | 390 |
| アグリサイエンス学科 | 140 | 280 | 420 |
| 食品開発学 科 | 146 | 292 | 438 |
| 食品ビジネス学科 | 554 | 564 | 574 |
| 国際共生学 科 | 146 | 292 | 438 |
| 獣医保健看護学 科 | 80 | 160 | 240 |
| 生命農学 科 | 390 | 260 | 130 |

| | | | |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 生 命 化 学 科 | 390 | 260 | 130 |
| 動 物 資 源 科 学 科 | 408 | 272 | 136 |
| 森 林 資 源 科 学 科 | 390 | 260 | 130 |
| 海 洋 生 物 資 源 科 学 科 | 408 | 272 | 136 |
| 生 物 環 境 工 学 科 | 390 | 260 | 130 |
| 食 品 生 命 学 科 | 408 | 272 | 136 |
| 国 際 地 域 開 発 学 科 | 390 | 260 | 130 |
| 応 用 生 物 科 学 科 | 378 | 252 | 126 |
| く ら し の 生 物 学 科 | 240 | 160 | 80 |

5 大学院危機管理学研究科危機管理学専攻博士後期課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和7年度から令和8年度の間、次のとおりとする。

| | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-------|-------|
| 危 機 管 理 学 専 攻 | 3 | 6 |

6 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻博士後期課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和7年度から令和8年度の間、次のとおりとする。

| | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|
| ス ポ ー ツ 科 学 専 攻 | 3 | 6 |

7 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。

8 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

9 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。